

社会福祉法人真和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。
なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円 (税込)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円 (税込)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	10,000円	10,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(勤務形態)

第7条 役員等の勤務形態は、次のとおりとする。

役 職	勤務形態
理 事	常勤と非常勤
監 事	非常勤
評議員	非常勤

(支払日)

第8条 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は、その都度支払うものとする。

(報酬総額)

第9条 役員等報酬の年間支給総額は次のとおりとする。

役 職	金 額
理 事	30万円
監 事	30万円
評議員	30万円

附 則

この規程は、平成30年4月1日より遡って適用する。

別表 1

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	5, 0 0 0 円 (税込)
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	1 0, 0 0 0 円 (税込)
監事監査指導報酬等 (日額)	1 0, 0 0 0 円 (税込)

社会福祉法人真和会

評議員選任・解任委員会委員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真和会の評議員選任・解任委員会委員（以下「委員」とする。）の報酬等について定めるものである。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第2条 委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、その場合の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	10,000円(税込)

(兼務委員)

第3条 施設の職員を兼務する委員には、第2条の報酬等は支給しない。

(支払日)

第4条 評議員選任・解任委員会の報酬等は、その都度支払うものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日より遡って適用する。